

無償化が始まります

3歳児から5歳児まで(小学校就学前まで)のすべての子どもの幼稚園、保育所、認定こども園の利用料が無償化されます。また、保育の必要性があると認定された場合、認定こども園(教育)／幼稚園の預かり保育については月額1万1,300円までの範囲で、認可外保育施設等を利用している3歳児から5歳児まで(小学校就学前まで)の子ども利用料は月額3万7,000円までの範囲で無償化となります。

- ◆保育料の多子軽減については、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所などを利用する最年長の子どもを第1子とし、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子は無料となります。
(年収360万円未満相当世帯は、第1子の年齢は問わない)
- ◆通園送迎費、食材料費、行事費等は、これまで通り保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子ども(保育料の多子軽減と同じ扱い)については、副食の費用が免除されます。
- ◆就学前の児童発達支援事業所を利用する子どもについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

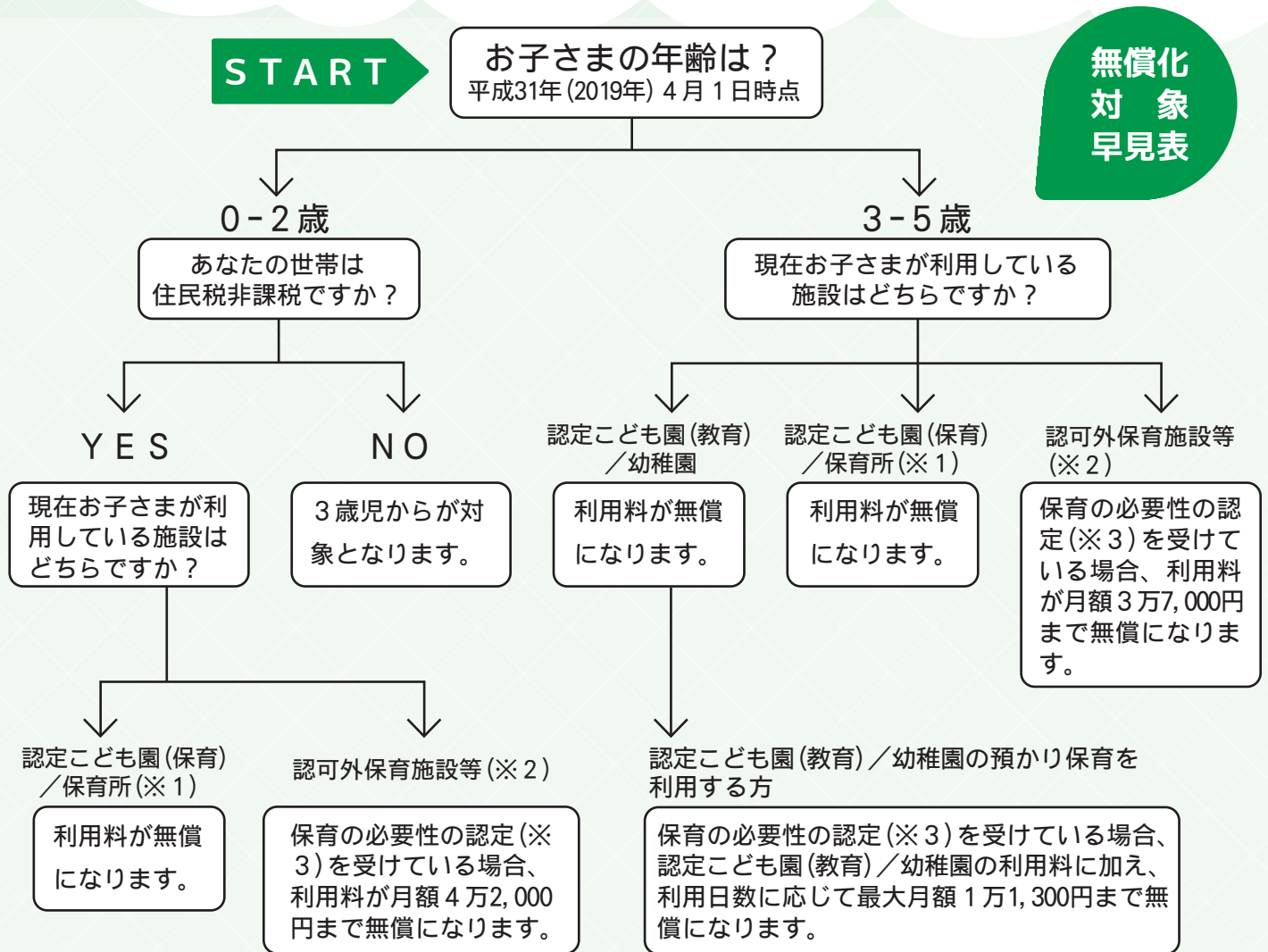
3歳児から5歳児までで保育所や認定こども園の保育所機能を利用する子どもの副食費が実費徴収化されます

- ◆現在、3歳児から5歳児までで保育所や認定こども園の保育所機能を利用する子どもの主食費(ご飯やパン)は、保育料と別に実費負担となっていますが、副食費(おかず)は保育料に含まれている取り扱いになっています。
- ◆10月からの保育料無償化に伴い、3歳児から5歳児までの子どもについては、幼稚園や認定こども園の幼稚園機能を利用する子どもと同じく、副食費も実費徴収化されることとなります。ただし、年収360万円未満の世帯や第3子以降の子どもに対して、副食費の支払いを免除する取り扱いが行われるため、これまで納付していた保育料より副食費が高くなる、いわゆる逆転現象は生じません。
- ◆支払い免除の対象とならない場合は、各施設が定める額の副食費を、それぞれの施設に納めることとなります。
- ◆0歳から2歳までの子どもについては、主食費・副食費とも保育料に含まれている、現在の取り扱いのままとなります。

認定区分	費目	現在	2019年10月以降
教育認定(1号)	主食費	実費徴収	実費徴収
	副食費	実費徴収	実費徴収 (低所得世帯は減免あり)
保育認定(2号)	主食費	実費徴収	実費徴収
	副食費	保育料に含まれる	実費徴収 (低所得世帯は減免あり)
保育認定(3号)	主食費	保育料に含まれる	保育料に含まれる
	副食費	保育料に含まれる	保育料に含まれる

表紙	1
もくじ	2
幼児教育・保育無償化	2 - 3
きらめくまちビト	4
プレミアム付商品券	5
市民が主体のまちづくり ～名寄市自治基本条例～	6
JR北海道への支援について 名寄市暮らしのガイド	7
フォトでお知らせ - 広報版 -	8 - 9
市立総合病院外来診療の受付	10
国民健康保険からのお知らせ	11
名寄市立大学の窓から ～知への誘い～	12
健康ガイド	13
除雪助成券・屋根雪おろし助成券 まちづくり懇談会	14
認知症カフェ 東病院ミニ健康診断	15
松浦武四郎と天塩川をめぐる旅 ハロウィンパーティー	16
ホワイトマスター募集 名寄にUターン	17
Nスポーツコミッション	18
もっともち米プロジェクト なよろっばい家づくりの会	19
健やかな成長を願って 今月の手話	20
男女共同参画社会の実現をめざして 消費生活センター通信	21
施設のお知らせ	22 - 24
暮らしのお知らせ	25 - 29
裏表紙	30

10月から幼児教育・保育



※1 地域型保育(小規模保育)も対象です。

※2 認可外施設に加え、一時預かり事業、病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。認可外保育施設とは、事業所内保育を含みます。

※3 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用料が無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

無償化の対象となるための認定

◆現在、幼稚園や保育所、認定こども園を利用するために、教育認定(1号)や保育認定(2号=3歳から5歳まで、3号=0歳から2歳まで※3号は住民税非課税世帯のみ)を受けている場合は、新たな手続きを行わなくても保育料が無償となります。

◆現在、教育認定を受けて認定こども園(教育) / 幼稚園の預かり保育を利用している方や、保育認定を受けずに認可外保育施設等の保育サービスを利用している方については、あらかじめ、**保育の必要性があることの認定(施設等利用給付の認定)**を受けることで、認定こども園(教育) / 幼稚園の預かり保育の利用料や認可外保育施設などの利用料が上限額まで無償となります。施設等利用給付の認定を受けていない状態で利用したサービスは無償化の対象とはなりません。必ず、事前に認定を受けてください。

※幼稚園や認定こども園、認可外保育施設を利用している方は、利用している施設を通じて申請できます。

※上記施設以外のサービス(病後児保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター)のみを利用している方は、直接、こども未来課に申請してください。

問い合わせ

こども未来課こども福祉係(名寄庁舎2階) ☎01654③2111(内線3242)